

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H27.12.26	契約解除	変更前	営業所	219030	坂宇場簡易郵便局	○	愛知県北設楽郡豊根村坂宇場宮ノ嶋7-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.1.30	住居表示変更	変更前	郵便局	061650	勝田稲田郵便局	-	茨城県ひたちなか市稲田195	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	061650	勝田稲田郵便局	-	茨城県ひたちなか市稲田1-7-4	-	○	○	○	○	○	-	
H28.2.1	業務変更	変更前	営業所	018480	三根川向簡易郵便局	○	東京都八丈島八丈町三根1830	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	営業所	018480	三根川向簡易郵便局	○	東京都八丈島八丈町三根1830	○	○	○	×	○	○	-	
H28.2.1	住居表示変更	変更前	郵便局	320770	富山五福郵便局	-	富山県富山市五福五区3460	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	320770	富山五福郵便局	-	富山県富山市五福3464-2	-	○	○	○	○	○	-	
H28.2.1	業務変更	変更前	営業所	718060	鶴場簡易郵便局	○	熊本県下益城郡美里町中1172-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	718060	鶴場簡易郵便局	○	熊本県下益城郡美里町中1172-1	○	○	○	○	○	○	-	
H28.2.1	契約解除	変更前	営業所	767140	西出津簡易郵便局	○	長崎県長崎市西出津町2923	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.2.1	移転・改称	変更前	営業所	908020	白老緑町簡易郵便局	○	北海道白老郡白老町緑丘2-2-16	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	908020	白老栄町簡易郵便局	○	北海道白老郡白老町栄町1-10-1	-	○	○	×	○	○	-	
H28.2.8	廃止	変更前	郵便局	002770	鉄鋼ビル内郵便局	-	東京都千代田区丸の内1-8-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.2.8	移転・改称	変更前	郵便局	006830	日本ビル内郵便局	-	東京都千代田区大手町2-6-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	006830	鉄鋼ビル郵便局	-	東京都千代田区丸の内1-8-2	-	○	○	○	○	○	-	
H28.2.8	移転	変更前	郵便局	440490	深草郵便局	-	京都府京都市伏見区深草直達橋5-332	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	440490	深草郵便局	-	京都府京都市伏見区深草直達橋3-391	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28. 2. 15	移転・改称	変更前	郵便局	010240	神田淡路町郵便局	-	東京都千代田区神田淡路町1-19	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	010240	小川町駅前郵便局	-	東京都千代田区神田小川町1-3-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28. 2. 15	移転・改称	変更前	郵便局	061760	巴郵便局	-	茨城県鉾田市鳥栖781	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	061760	鉾田鳥栖郵便局	-	茨城県鉾田市鳥栖1851-6	-	○	○	○	○	○	-	
H28. 2. 15	移転	変更前	郵便局	443300	三河内郵便局	-	京都府与謝郡与謝野町三河内1374	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	443300	三河内郵便局	-	京都府与謝郡与謝野町三河内15	○	○	○	○	○	○	-	
H28. 2. 15	移転	変更前	郵便局	640550	上八川郵便局	-	高知県吾川郡いの町上八川甲1924-3	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	640550	上八川郵便局	-	高知県吾川郡いの町上八川甲1964-2	○	○	○	○	○	○	-	
H28. 2. 15	局種変更・移転・業務変更	変更前	郵便局	782540	西山郵便局	-	鹿児島県薩摩川内市下甕町瀬々野浦224	○	○	○	○	○	○	-	簡易郵便局への局種変更
		変更後	営業所	788700	西山簡易郵便局	○	鹿児島県薩摩川内市下甕町瀬々野浦314	○	○	○	×	○	○	-	
H28. 2. 16	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	118450	伊那南簡易郵便局	○	長野県伊那市西町5119-12	-	○	○	×	○	○	-	
H28. 2. 18	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	418080	北池田簡易郵便局	○	大阪府和泉市池田下町236-1	-	○	○	×	○	○	-	
H28. 2. 20	廃止	変更前	郵便局	416050	西成中津守郵便局	-	大阪府大阪市西成区津守2-6-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28. 2. 22	移転	変更前	郵便局	003160	富士見台駅前郵便局	-	東京都中野区上鷲宮4-15-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	003160	富士見台駅前郵便局	-	東京都中野区上鷲宮4-16-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28. 2. 22	移転	変更前	郵便局	200460	名古屋丸の内三郵便局	-	愛知県名古屋市中区丸の内3-2-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	200460	名古屋丸の内三郵便局	-	愛知県名古屋市中区丸の内3-14-32	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28.2.22	移転・改称	変更前	郵便局	433370	姫路福沢郵便局	-	兵庫県姫路市福沢町4-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	433370	姫路將軍橋郵便局	-	兵庫県姫路市高尾町8-9-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.2.22	移転	変更前	郵便局	434860	神戸菊池郵便局	-	兵庫県神戸市須磨区菊池町1-2-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	434860	神戸菊池郵便局	-	兵庫県神戸市須磨区前池町3-4-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.2.22	移転	変更前	郵便局	631710	和田郵便局	-	香川県観音寺市豊浜町和田甲4-5-3-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	631710	和田郵便局	-	香川県観音寺市豊浜町和田甲4-5-3-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.2.22	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	842900	八戸田向郵便局	-	青森県八戸市田向間ノ田1-6	-	○	○	○	○	○	-	
H28.2.22	移転	変更前	郵便局	910690	帯広西八条郵便局	-	北海道帯広市西八条南3-4-4-8	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	910690	帯広西八条郵便局	-	北海道帯広市西八条南3-4-4-8-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.2.29	移転	変更前	営業所	067460	北塩子簡易郵便局	○	茨城県常陸大宮市北塩子1-7-8-6-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	067460	北塩子簡易郵便局	○	茨城県常陸大宮市北塩子1-7-5-3-1	-	○	○	×	○	○	-	
H28.2.29	移転	変更前	郵便局	442730	京都嵯峨野郵便局	-	京都府京都市右京区嵯峨野開町2-4-1-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	442730	京都嵯峨野郵便局	-	京都府京都市右京区嵯峨野秋街道町3-1-6	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。